

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険(資格・給付)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮城県塩竈市長

公表日

令和6年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険(資格・給付)に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>①異動届等による資格の取得、喪失、変更等の事務処理を行うとともに、被保険者等の資格情報を管理する。</p> <p>②資格情報、所得情報に基づき、被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証等を交付する。</p> <p>③被保険者の疾病、負傷等に関する保険給付を行う。</p> <p>※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムにより照会。</p> <p>④「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>①住民情報システム(国民健康保険システム)、②団体内統合利用番号連携サーバー、③中間サーバー、</p> <p>④国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
住民情報システム(国保資格ファイル、国保給付ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表の44の項 ・別表省令第24条 <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号</p> <p>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表</p> <p>(表における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に「医療保険者」を含む項のうち2,3,6,13,42,48,56,65,69,83,87,115,131,158の項 ・第三欄(情報提供者)が「他の法令(法律)による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち27,38,137の項 <p>(表にける情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、69,70の項 <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話022-355-6497

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
評価対象の事務の対象人数は何人が	<p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施)</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満</p> <p>4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月4日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成29年4月4日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月28日 時点	事後	
平成30年7月1日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の31の項	番号法第9条第1項 ・別表第一の31の項 ・別表第一省令第5号の第24条の2	事後	
平成30年7月1日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成30年7月1日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成29年4月28日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
令和1年4月23日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	別表第二の27.42.43.44の項	別表第二の42.43の項	事後	
令和1年4月23日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	別表第二省令第7号の第20.25.25の2.26条	別表第二省令第7号の第25.25の2条	事後	
令和1年4月23日	Ⅰ-5. ②所属長	保険年金課長 志野 英朗	保険年金課長	事後	
令和1年4月23日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年4月23日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成30年4月27日 時点	平成31年4月30日 時点	事後	
令和1年4月23日	Ⅳ-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-2 特定個人情報入手情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-3 特定個人情報の利用目的を拡大した給付、事務に必要の個人情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-3 特定個人情報の利用目的のない不正アクセス等による不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-4 特定個人情報ファイルの取扱い	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-5 特定個人情報の提供・移転等に関するネットワークシステムを通じた提供を除く	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-6 情報提供ネットワークシステムの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-7 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-8 監査	なし	○自己点検	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和1年4月23日	Ⅳ-9 従業者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年5月18日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	平成31年4月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年5月18日	Ⅰ-②. 事務の概要	右記を追加	④⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務についての記載の追加	事前	
令和2年5月18日	Ⅰ-①-③. システムの名称	住民情報システム(国民健康保険システム)、団体内統合利用番号連携サーバー、③中間サーバー 国民健康保険システムおよび国民健康保険システム	①住民情報システム(国民健康保険システム)、②団体内統合利用番号連携サーバー、③中間サーバー ④国民健康保険システムおよび国民健康保険システム(以下「国民健康保険システム(※)」という。) ⑤国民健康保険システムは、国民健康保険法に規定される国民健康保険システムサーバー(※)と、市区町村に設置される国民健康保険PCで構成される。	事前	
令和2年5月18日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	右記を追加	〔オンライン資格確認の準備業務〕についての記載の追加	事前	
令和2年5月18日	Ⅰ-4-2. 法令上の根拠	右記を追加	〔オンライン資格確認の準備業務〕についての記載の追加	事前	
令和2年7月15日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・別表第一省令第5号の第24条(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 第30条 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 ・別表第一の30の項 ・別表第一省令第5号の第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年7月15日	Ⅰ-4-②. 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1.2.3.4.5.17.26.27.30.33.39.42.46.58.62.80.87.93.106の項 ・別表第二省令第7号の第1.2.3.4.5.12の3.19.20.22の2.24の2.25.31の2.30.43.44.46.53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の42.43の項 ・別表第二省令第7号の第25.25の2条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 別表第6条第4項(利用目的・情報連携のためにオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1.2.3.4.5.9.17.26.27.30(主務省令未規定)33.39.42.46(主務省令未規定)58.62.80.87.93.106.120の項 ・別表第二主務省令の第1.2.3.4.5.8の1ハ・8の2ハ①②③.19.20.22の2.24の2.25.31の2.33.43.44.46.53.59の3の1ハ59の3の2②条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の42.43の項 ・別表第二主務省令の第25.25の2条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法 別表第6条第4項(利用目的・情報連携のためにオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第5号の次に新たに号を追加するとに伴い、同条第4号以前に号ズレが生じたため、但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和2年7月15日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩釜市加町1番1号 電話: 022-295-3007	総務課 宮城県塩釜市加町1番1号 電話: 022-295-3007	事後	
令和2年7月15日	Ⅱ-1. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和2年7月15日	Ⅱ-2. いつの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和2年9月20日	Ⅰ-7 特定個人情報の開示訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩釜市加町1番1号 電話: 022-295-3007	総務課 宮城県塩釜市加町1番1号 電話: 022-295-3007	事後	
令和2年9月20日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和2年9月20日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和2年9月20日	Ⅰ-②. 事務の概要	追加記載	※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報提供ネットワークシステムにより照会。	事前	
令和2年9月20日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	追加記載	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	
令和2年7月10日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	Ⅲ-1 いつの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和2年7月10日	Ⅲ-2 いつの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和2年7月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	・別表第一の30の項 ・別表第一 主務省令の第24条	・別表の44の項 ・別表省令の第4条	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和2年7月1日	Ⅰ-4 法令上の根拠	○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の1.2.3.4.5.9.17.26.27.30(主務省令未規定)33.39.42.46(主務省令未規定)58.62.80.87.93.106.120の項 ・別表第二主務省令の第1.2.3.4.5.8の1ハ・8の2ハ①②③.19.20.22の2.24の2.25.31の2.33.43.44.46.53.59の3の1ハ59の3の2②ハ条 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の42.43の項 ・別表第二主務省令の第25.25の2条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第三項(情報提供者)に「医療保険者を含む者のみ」 ・第三項(情報提供者)が「国の法令(法律)による業務に直接かつ不可欠の支拂を伴う」となっている者のうち27.38.137の項 (表における情報照会の根拠) ・第一項(情報照会者)に「市町村長」を含むものうち、69.76の項	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため